

家畜防疫互助基金造成等支援事業実施要領

平成 15 年 11 月 4 日付け 15 農畜機第 551 号承認
平成 15 年 11 月 4 日付け 15 全衛指協第 406 号
平成 16 年 4 月 26 日付け 16 農畜機第 426 号承認
平成 16 年 4 月 26 日付け 16 全衛指協第 176 号
平成 16 年 12 月 17 日付け 16 農畜機第 3938 号承認
平成 16 年 12 月 16 日付け 16 全衛指協第 416 号
平成 17 年 4 月 12 日付け 17 農畜機第 141 号承認
平成 17 年 4 月 12 日付け 17 全衛指協第 188 号
平成 17 年 6 月 29 日付け 17 農畜機第 1542 号承認
平成 17 年 6 月 29 日付け 17 全衛指協第 302 号
平成 18 年 4 月 25 日付け 18 農畜機第 368 号承認
平成 18 年 4 月 25 日付け 18 全衛指協第 188 号
平成 19 年 2 月 15 日付け 19 農畜機第 4102 号承認
平成 19 年 2 月 15 日付け 19 全衛指協第 77 号
平成 20 年 12 月 25 日付け 20 農畜機第 3723 号承認
平成 20 年 12 月 25 日付け 20 全衛指協第 633 号
平成 21 年 5 月 19 日付け 21 農畜機第 815 号承認
平成 21 年 5 月 26 日付け 21 年発中畜第 811 号
平成 22 年 6 月 14 日付け 22 農畜機第 1249 号承認
平成 22 年 6 月 18 日付け 22 年発中畜第 1000 号
平成 22 年 7 月 13 日 22 農畜機第 1704 号承認
平成 22 年 7 月 21 日 22 年発中畜第 1144 号
平成 23 年 7 月 12 日 23 農畜機第 1668 号承認
平成 23 年 7 月 15 日 23 年発中畜第 376 号

社団法人中央畜産会（昭和 30 年 12 月 1 日に社団法人中央畜産会という名称で設立された法人をいう。以下「中央畜産会」という。）は、豚コレラ、海外悪性伝染病及び高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、飼養する豚（いのししを含む。以下同じ。）、牛、鶏及びうずらのとう汰に伴う損失を生産者等が互助補償等を行うため、家畜防疫互助基金造成等支援事業実施要綱（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて互助補償する仕組みを支援し、家畜防疫対策等の実施基盤の強化等を図る事業を実施するものとし、その実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び畜産振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）に定めるもののほか、実施要綱及びこの実施要領の定めるところによるものとする。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、中央畜産会とする。

第2 事業の内容

中央畜産会は、別紙の家畜防疫互助事業実施基準（以下「互助事業実施基準」という。）に定めるところにより、家畜防疫互助金交付契約（以下「交付契約」という。）を締結した生産者（以下「契約生産者」という。）の牛、豚、鶏及びうずらに実施要綱別表1に掲げる疾病（以下「交付対象疾病」という。）が発生した場合における畜産経営への影響を緩和するため、契約生産者に対し、同契約に基づき互助金を交付するのに必要な資金に充てるため、家畜防疫互助基金（以下「互助基金」という。）を造成するとともに、必要に応じて互助金の交付を行うものとする。

また、中央畜産会は、一般社団法人都道府県家畜畜産物衛生指導協会、一般社団法人都道府県畜産協会及び一般社団法人都道府県畜産振興協会（これらの団体がない県にあっては、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める団体（以下「県団体等」という。）並びに社団法人日本養鶏協会（昭和24年1月1日に社団法人日本養鶏協会という名称で設立された法人をいう（以下「養鶏協会」という。）及び生産者等に対し、事業の普及、指導、連絡調整、情報提供等を行うものとする。

第3 事業の実施

1 交付手続き等

- (1) 実施要綱別表1に掲げる疾病発生の対象となった契約生産者は、互助事業実施基準に基づき、互助金の交付申請を行う場合には、契約生産者が交付契約を締結した県団体等又は養鶏協会に対し、互助事業実施基準に定める互助金交付申請書を提出するものとする。
- (2) 県団体等又は養鶏協会は、(1)により契約生産者から互助金交付申請書の提出があった場合には、必要に応じて中央畜産会から委託を受けて実施する互助金交付認定委員会により互助金の交付単価、対象頭数等を認定の上、その内容を取りまとめ、別紙1を作成し、互助金交付申請書とともに中央畜産会に提出するものとする。
- (3) 中央畜産会は、(2)により提出された内容を審査し、適当と認める場合には、県団体等又は養鶏協会を経由して契約生産者に対し、互助金交付通知書を送付するものとする。

2 互助金の交付

中央畜産会は、契約生産者への互助金交付通知書を送付するとともに、契約生産者に対し、互助金を直接、交付するものとする。

また、中央畜産会は、県団体等又は養鶏協会に対し、契約生産者に互助金を交付した旨を通知するものとする。

3 導入状況等の確認

県団体等又は養鶏協会は、互助事業実施基準の8の(5)のイの経営支援互助金の交付を受けた契約生産者が、同規定の要件を満たしていることを必要に応じ確認するものとする。

4 補助金の返還等

(1) 契約生産者は、実施要綱、実施要領及び交付契約の規定等に違反した場合又は虚偽の報告により互助金の交付を受けた場合は、交付された互助金のすべてを返還するものとする。

(2) 中央畜産会は、契約生産者が(1)に該当する場合は、交付契約を解除することができるものとする。

なお、この場合、既に納付された生産者積立金は返還しないものとする。

5 事業の推進指導等

県団体等及び養鶏協会は、この事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに都道府県及び中央畜産会の指導の下、関係団体等との連携に努めることにより、都道府県の牛、豚、鶏及びうずらを飼養する全ての生産者がこの事業に参加するように指導を行うものとする。

第4 帳簿等の整備保管等

契約生産者、県団体等及び養鶏協会は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。ただし、その保管期間は事業の完了した年度の翌年度から起算して5か年とする。

附 則（平成16年4月26日付け16全衛指協第176号）

- 1 この実施要領は、理事長の承認のあった日から施行する。
- 2 平成17年4月1日からこの要領に定める事業を実施している場合にあっては、この要領による補助とみなす。
- 3 この実施要領の改正前の第2の3、4及び5の規定に基づき実施された事業に係る補助については、本要領の改正後、家畜生産農場清浄化支援対策事業（平成15年11月12日付け15全衛指協第394号）による補助とみなす。

附 則（平成17年4月12日付け17全衛指協第188号）

- 1 この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。
- 2 平成17年4月1日からこの要領に定める事業を実施している場合にあっては、この要領による補助とみなす。
- 3 この要領の改正前において、家畜生産農場清浄化支援対策事業（平成15年11月12日付け15全衛指協第394号）第2の2の(6)の規定に基づき補助されたものについては、本要領により補助されたものとみなす。

附 則（平成 17 年 6 月 29 日付け 17 全衛指協第 302 号）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 25 日付け 18 全衛指協第 188 号）

1 この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。

2 平成 18 年 4 月 1 日からこの要領に定める事業を実施している場合の補助については、この要領による補助とみなす。

附 則（平成 19 年 2 月 15 日付け 19 全衛指協第 77 号）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 25 日付け 20 全衛指協第 633 号）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 20 年 12 月 1 日から適用するものとする。

附 則（平成 21 年 5 月 26 日付け 21 年発中畜第 811 号）

1 この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。

2 平成 21 年 4 月 1 日からこの要領に定める事業を実施している場合の補助については、この要領による補助とみなす。

附 則（平成 22 年 6 月 18 日付け 22 年発中畜第 1000 号）

1 この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。

2 平成 22 年 4 月 1 日からこの要領に定める事業を実施している場合の補助については、この要領による補助とみなす。

附則（平成 22 年 7 月 21 日 22 年発中畜第 1144 号）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 22 年 4 月 20 日から適用する。

附則（平成 23 年 7 月 15 日 23 年発中畜第 376 号）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

別紙

家畜防疫互助事業実施基準

この家畜防疫互助事業（以下「互助事業」という。）の実施基準は、次のとおりとする。なお、県団体等及び養鶏協会は、これを当該県団体等及び養鶏協会の業務方法書等に規定しなければならない。

1 対象期間

この実施基準の対象期間は、平成21年度から平成23年度までとする。

2 基本契約

県団体等の会長等（以下「県団体会長」という。）及び養鶏協会の会長（以下「養鶏協会会长」という。）は、中央畜産会の会長（以下「中央畜産会会长」という。）との間で家畜防疫互助金基本契約を締結するものとする。

3 互助金交付契約

（1）県団体会長及び養鶏協会会长は、豚及び鶏については次に掲げる生産者の区分に応じ、契約の区分（以下「契約区分」という。）を設けるものとする。

ア 常時雇用する従業員（事業主と生計を一にする者を除く。）の数が1人以上の養鶏業又は養豚業を主たる事業とする事業主又は会社（以下「企業型」という。）

イ 上記のア以外の者（以下「家族型」という。）

（2）県団体会長及び養鶏協会会长は、互助事業に参加する生産者（以下「事業参加者」という。）との間で、次に掲げる事項を内容とする交付契約を締結するものとする。

ア 契約区分（豚及び鶏に限る。）

イ 契約期間

ウ 契約農場の場所

エ 農場ごとの契約対象家畜の種類、区分及び頭羽数

オ 交付基準

カ 生産者積立金の単価及び納付方法

キ 互助金の種類及び単価

ク 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）及び家伝法第12条の3の規定に基づき定められた飼養衛生管理基準（以下「家伝法及び飼養衛生管理基準」という。）の遵守

ケ その他必要とする事項

- (3) 事業参加者は、企業型の要件に該当する場合であっても、家族型の契約区分により交付契約を締結できるものとする。
- (4) 事業参加者は、契約期間において同一年度中に1回限り（互助事業実施基準の3の(5)に該当する場合を除く。）、契約区分を変更することができる。なお、当該変更に係る申請は、加入申請手続きに準じて、新たに交付契約を締結するものとする。
- (5) 県団体会長及び養鶏協会会长は、企業型の契約区分で契約した事業参加者から互助金の交付申請があった時において、当該事業参加者が、企業型の契約区分の要件を満たしていない場合、契約区分の変更を行うものとする。

4 契約農場

対象農場は、交付契約締結時点において、家伝法第32条の規定に基づき、家畜の移動等の制限等が実施された区域及び当該区域外であって家伝法第14条第3項の規定に基づき家畜の隔離を指示された区域（以下これらを「移動制限区域等」という。）外でなければならない。

5 事業参加者

- (1) 県団体会長及び養鶏協会会长は、家伝法第12条の6の規定に基づき都道府県知事から家畜の飼養に係る衛生管理の方法について改善すべきことの勧告又は当該勧告に係る措置をとるべきことの命令を受けた者（その改善が図られていることが確認された者を除く。）とは、交付契約を締結できないものとする。
- (2) 事業参加者は、交付契約締結後においても、家伝法及び飼養衛生管理基準を遵守していなければならない。

6 契約対象頭羽数

- (1) 契約対象家畜の頭羽数は、事業参加者が飼養する互助事業実施基準の7の(1)の家畜の種類及び区分（以下「家畜の種類及び区分」という。）ごとに、契約期間において、事業参加者による飼養が見込まれる最大の飼養頭羽数とする。なお、農場ごとの契約対象家畜の頭羽数を明らかにするものとする。
- (2) 事業参加者は、交付契約締結後において、契約対象家畜の頭羽数を超えて飼養する場合、県団体会長及び養鶏協会会长に対し、速やかに契約対象家畜の頭羽数の変更を行うものとする。

7 生産者積立金

(1) 家畜の種類及び区分

家畜の種類及び区分は、次のとおりとする。

- ア 乳用牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。）
 - （ア）乳用牛（24か月齢以上のもの）
 - （イ）乳用牛（24か月齢未満のもの）
- イ 肉用牛
 - （ア）肉専用種繁殖雌牛（24か月齢以上のもの）
 - （イ）肉専用種繁殖雌牛（24か月齢未満のもの及び肉専用種繁殖雌牛になることが見込まれる子牛を含む。）及び肉専用種肥育牛（肉専用種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。）
 - （ウ）肉専用種と乳用種の交雑種（以下「交雑種」という。）肥育牛（交雑種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。）
 - （エ）乳用種肥育牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。また、乳用種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。）

ウ 豚

- （ア）繁殖用種豚（雌）
- （イ）繁殖用種豚（雄）
- （ウ）肥育豚（21日齢以上のもの）

エ 鶏

- （ア）採卵鶏（成鶏 120日齢超）
- （イ）採卵鶏（育成鶏 120日齢以下）
- （ウ）肉用鶏
- （エ）種鶏（成鶏 120日齢超）
- （オ）種鶏（育成鶏 120日齢以下）

オ うずら

(2) 生産者積立金の単価、納付方法等

生産者積立金の単価、納付方法等は、次のとおりとする。

- ア 事業参加者は、県団体会長又は養鶏協会会長が別に定める期日までに、家畜の種類及び区分及び契約区分に応じ、各事業参加者の契約対象頭羽数に別紙2に掲げる単価（契約区分を変更した事業参加者にあっては、単価改定前の単価と単価規定後の単価との差額）を乗じて得た額を生産者積立金として県団体等又は養鶏協会に納付しなければならない。
- イ 県団体等又は養鶏協会は、上記アに定めるもののほかに、理事長が必要と認めるときは、理事長が定める割合（追加負担割合）を乗じて得た額を事業参加者から追加納付させることができる。

- ウ 生産者積立金の納付方法等については、県団体会長及び養鶏協会会長が別に定めるものとする。
- エ 生産者積立金は、以下に該当する場合を除き、返還しないものとする。
- (ア) 家畜防疫互助基金造成等支援事業実施要綱第3の7の規定に基づき返還するとき
- (イ) 契約区分を変更したことにより、すでに納付した生産者積立金を精算するとき
- オ 県団体等及び養鶏協会は、別紙2を作成の上、互助事業実施基準の7の(2)のア及びイにより納付された生産者積立金を毎年度、当該年度の6月30日までに中央畜産会に納付するものとし、県団体等及び養鶏協会が定める交付契約締結期限以降に新規加入契約を行った者に係る生産者積立金については、当該加入年度に限り当該年度の2月15日までに同様の手続きを行うものとする。ただし、生産者積立金を納付する期限について、中央畜産会が特に認める場合はこの限りではない。なお、県団体等及び養鶏協会は、中央畜産会に納付すべき生産者積立金について、互助事業実施基準の7の(2)のエに該当する場合を除き、相殺をもって中央畜産会に対抗することはできない。

8 互助金

互助金の単価、交付方法等は、次のとおりとする。

(1) 単価の設定

ア 県団体会長及び養鶏協会会長は、事業参加者から互助金の交付申請があった場合は、家畜の種類及び区分及び契約区分に応じた1頭羽数あたりの互助金の金額（実施要綱別表5に掲げる互助金交付上限単価の範囲内で、理事長が別に定める算定基準により算定された額であって互助金交付認定委員会が認定したもの。以下「交付単価」という。）を設定するものとする。

イ 県団体会長及び養鶏協会会長は、交付単価の設定に当たり、牛、豚、鶏及びうずらの互助金の交付に係るそれぞれの牛生産者基金、豚生産者基金、鶏及びうずら生産者基金の全額を取り崩してもなお支払うべき互助金の額に不足が生じる場合は、交付単価を削減することができるものとする。

(2) 県団体等及び養鶏協会は、事業参加者から互助金の交付申請があった時は、必要に応じて互助金交付認定委員会を開催し、認定結果を取りまとめ、速やかに中央畜産会に報告するものとする。ただし、事業参加者が故意若しくは重大な過失により交付契約若しくは法令に違反した場合又は互助事業実施基準の7の(2)のア及びイに基づく生産者積立金を納付していな

い場合にはこの限りではない。

- (3) 中央畜産会は、県団体等及び養鶏協会から互助金の交付申請があった時は、必要に応じて互助金交付認定委員会を開催することができる。
- (4) 互助金の交付方法等については、中央畜産会会長が別に定めるものとする。
- (5) 互助金の種類及び互助金の交付対象となる頭羽数（以下「交付対象頭羽数」という。）については、次のアからウまでに掲げるとおりとし、交付額は、交付対象頭羽数に互助事業実施基準の8の(1)の交付単価を乗じて得た額とする。ただし、家畜の種類及び区分ごとの交付対象頭羽数は、互助事業実施基準の6の契約対象家畜の頭羽数を超えないものとする。

ア とう汰互助金

とう汰互助金とは、次の（ア）又は（イ）に掲げる牛又は豚を飼養していた事業参加者に対して、家畜防疫員等の指導により当該家畜を事業参加者が自主的にとう汰した場合に当該家畜の評価相当額を交付するものであり、とう汰互助金の交付対象頭数は、次の（ア）又は（イ）に掲げる牛又は豚として家畜防疫員等が確認した頭数とする。

（ア）牛

移動制限区域等内の農場において、当該農場が交付対象疾病の発生農場と近接しているか又は血液検査で疑陽性と思われる反応が見られる等の理由で家畜防疫員等の指導によりとう汰された乳用牛又は肉用牛

（イ）豚

移動制限区域等の農場において、飼養管理施設の収容能力を超える等の理由で家畜防疫員等の指導によりとう汰された豚

イ 経営支援互助金

経営支援互助金とは、次の（ア）から（ウ）のうちいずれかに掲げる家畜を飼養していた事業参加者の農場において、当該事業参加者がその経営を再開する場合に、家畜導入計画等に基づき家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費に係る損失分を補てんするものであり、交付対象頭羽数は、次の（ア）から（ウ）のいずれかに掲げるところによるものとする。

- (ア) 牛の経営支援互助金の交付対象頭数は、次のa又はbに掲げる牛のうちいずれか少ない頭数のものとする。
 - a アの（ア）に掲げる牛又は家伝法第16条若しくは第17条の規定に基づき殺処分された乳用牛及び肉用牛として家畜防疫員等が確認した牛
 - b aに掲げる牛を飼養していた農場において、aに掲げる牛に代わり、

新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる乳用牛及び肉用牛。ただし、強い農業づくり交付金又は国及び機構の補助事業において、繁殖雌牛の導入に係る補助金の交付対象となる牛を除く。

- (イ) 豚の経営支援互助金の交付対象頭数は、次の a 又は b に掲げる豚のうちいずれか少ない頭数のものとする。
- a アの (イ) に掲げる豚又は家伝法第 16 条若しくは第 17 条の規定に基づき殺処分された豚として家畜防疫員等が確認した豚
 - b a に掲げる豚を飼養していた農場において、a に掲げる豚に代わり、新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる豚。ただし、強い農業づくり交付金又は国及び機構の補助事業において、導入に係る補助金の交付対象となる豚を除き、繁殖用種豚（雌）の導入については、当該豚及び 11 頭を上限とした肥育豚の導入とみなすものとする。

- (ウ) 鶏及びうずらの経営支援互助金の交付対象羽数は、次の a 又は b に掲げる鶏及びうずらのうちいずれか少ない羽数のものとする。
- a 交付対象疾病の発生農場において、交付対象疾病の発生により死亡又は家伝法第 16 条若しくは第 17 条の規定に基づき殺処分された鶏及びうずらとして家畜防疫員等が確認した鶏及びうずら
 - b a に掲げる鶏及びうずらを飼養していた農場において、a に掲げる鶏及びうずらに代わり、新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる鶏及びうずら

ウ 焼却・埋却等互助金

焼却・埋却等互助金とは、次の (ア) から (ウ) のうちいずれかに掲げる家畜を飼養していた事業参加者に対して、家畜を焼却、埋却又は化製場において化製処理（以下「焼却等」という。）するために事業参加者が負担した経費を補てんするものであり、互助金の交付対象頭羽数は、次の (ア) から (ウ) のうちいずれかに掲げる家畜であって、事業参加者の負担により焼却等されたものとして家畜防疫員等が確認した頭羽数とする。

(ア) 牛

アの (ア) に掲げる牛又は家伝法第 16 条及び第 17 条の規定に基づき殺処分された乳用牛又は肉用牛

(イ) 豚

移動制限区域等の農場において、飼養管理施設の収容能力を超えてい

る等の理由で家畜防疫員等の指導によりとう汰された豚又は家伝法第16条若しくは第17条の規定に基づき殺処分された豚

(ウ) 鶏及びうずら

イの(ウ)に掲げる鶏及びうずら

(6) 互助金交付認定委員会は、適正な互助金交付額を確保するため、とう汰互助金においては、とう汰家畜の評価相当額を、経営支援互助金においては、事業参加者の実際の損失額を考慮し、互助金交付上限単価の範囲内で交付額を認定するものとする。

なお、とう汰互助金交付単価を定める場合には、互助金交付認定委員会があらかじめ選定した3人以上の評価人の意見を聞かなければならない。

(7) 牛に係る互助金の交付に当たっては互助支援基金及び牛生産者基金からそれぞれ交付額の1/2ずつを充てることとし、豚に係る互助金の交付に当たっては互助支援基金及び豚生産者基金からそれぞれ交付額の1/2ずつを充てることとし、鶏及びうずらに係る互助金の交付に当たっては互助支援基金及び鶏及びうずら生産者基金からそれぞれ交付額の1/2ずつを充てることとする。

9 互助金（経営支援互助金）の特例措置

宮崎県の事業参加者に係る互助事業実施基準の8の(5)のイの経営支援互助金の交付については、互助事業実施基準の3の(5)及び8の規定にかかわらず、平成22年度に限り、次の規定によるものとする。

(1) 互助金の単価

別表の2に定める家畜の種類及び区分に応じた1頭当たりの交付上限単価を交付単価とする。

(2) 互助金の交付対象頭数

交付対象となる頭数（以下「交付対象頭数」という。）は、家伝法第16条の規定に基づき殺処分される乳用牛、肉用牛及び豚として農場ごとに家畜防疫員等が確認した家畜の頭数又は実施要領第2の互助事業実施基準の6の(1)に基づく農場ごとの契約対象頭数のうち、いずれか少ない頭数とする。

(3) 互助金の交付額

交付額は、(2)の交付対象頭数に(1)の交付単価を乗じて得た額とする。

(4) 互助金の交付手続

ア 交付対象となる事業参加者（以下「事業対象者」という。）は、社団法人宮崎県畜産協会（以下「畜産協会」という。）が別に定める家畜防疫互

助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を作成の上、畜産協会に提出するものとする。

イ 畜産協会は、事業対象者から交付申請書の提出があった時は、その内容を確認し、別紙に取りまとめの上、速やかに社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）に提出するものとする。

ウ 企業型の契約区分で契約した事業対象者が、交付申請書を提出する時点において、企業型の契約区分の要件を満たしていない場合でも、当該事業対象者の農場で口蹄疫が発生した時点において企業型の契約区分の要件を満たしていた場合には、企業型の要件に基づく交付を受けることができるものとする。

（5）互助金の交付方法

中央畜産会は、（4）のイにより提出された内容を審査し、適當と認める場合には、畜産協会を経由して契約生産者に対し、互助金交付通知書を送付するとともに、契約生産者に対し、互助金を交付するものとする。

また、中央畜産会は、畜産協会に対し、契約生産者に互助金を交付した旨を通知するものとする。

（6）基金からの互助金の交付

牛に係る互助金の交付に当たっては互助支援基金及び牛生産者基金からそれぞれ交付額の1/2ずつを充てることとし、豚に係る互助金の交付に当たっては互助支援基金及び豚生産者基金からそれぞれ交付額の1/2ずつを充てることとする。ただし、牛生産者基金又は豚生産者基金の額に不足が生じる場合は、互助支援基金からそれぞれの基金に不足額を充当することができるものとする。

なお、互助支援基金からそれぞれの基金に不足額を充当した場合は、実施要綱第5の4の事業実施期間において当該充当額がそれぞれの基金から互助支援基金に対し返戻されるよう、適切な事業の推進に努めるものとする。

別表

(注: 牛・豚については省略しております)

家畜の種類及び区分	交付上限単価
2 経営支援互助金	
(4) 鶏	
ア 家族型	
(ア) 採卵鶏（成鶏 120日齢超）	1羽当たり 740円
(イ) 採卵鶏（育成鶏 120日齢以下）	1羽当たり 340円
(ウ) 肉用鶏	1羽当たり 25円
(エ) 種鶏（成鶏 120日齢超）	1羽当たり 1,040円
(オ) 種鶏（育成鶏 120日以下）	1羽当たり 480円
イ 企業型	
(ア) 採卵鶏（成鶏 120日齢超）	1羽当たり 930円
(イ) 採卵鶏（育成鶏 120日齢以下）	1羽当たり 430円
(ウ) 肉用鶏	1羽当たり 30円
(エ) 種鶏（成鶏 120日齢超）	1羽当たり 1,340円
(オ) 種鶏（育成鶏 120日以下）	1羽当たり 620円
(5) うずら	1羽当たり 200円
3 焼却・埋却互助金	
(3) 鶏 ※	1羽当たり 80円
(4) うずら ※	1羽当たり 80円

※焼却・埋却等互助金の支払額は、鶏及びうずらにあっては家畜防疫互助事業実施基準8の(5)のウの(ウ)の羽数に80円を乗じた金額を限度として、焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家伝法第21条に基づく焼却等に対する交付金を差し引いた額とする。

別紙 2

1. 生産者積立金見込額総括表 (注: 牛・豚については省略しております。)

(2) 鶏及びうずら

(単価: 戸、羽、円)

区分	家畜の種類	契約戸数	契約羽数	生産者 積立金 単価	生産者 積立金 見込額	生産者積立金 見込額の負担区分			
						生産者	県	市町村	その他
鶏	企業型	1 採卵鶏(成鶏120日齢超)		4					
		2 採卵鶏(育成鶏120日齢以下)		2					
		3 肉用鶏		0.3					
		4 種鶏(成鶏120日齢超)		5					
		5 種鶏(育成鶏120日齢以下)		2.5					
		小計							
	家族型	1 採卵鶏(成鶏120日齢超)		3					
		2 採卵鶏(育成鶏120日齢以下)		1.5					
		3 肉用鶏		0.2					
		4 種鶏(成鶏120日齢超)		4					
		5 種鶏(育成鶏120日齢以下)		2					
		小計							
		計							
うずら		うずら			5 (5羽あたり)				
		合計							